

◎新潟県告示第471号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上越市の吉川土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年4月2日

新潟県上越地域振興局長

1 就 任

理事 上越市吉川区河沢652番地 江村 昇

〃 〃 吉川区山直海1631番地の1 常山 一雄

就任年月日 平成25年3月18日

2 退 任

理事 上越市吉川区東田中935番地 八木 一郎

(理事長)

退任年月日 平成25年1月23日